

政策法務講座

～3日間で必要な法務の知識・考え方をマスターしよう～

研修の目的とねらい

熟練度・経験度目安

★★★★☆

行政課題解決のための、法令解釈や条例・規則立案能力を身に付ける。

- 自治体職員に求められる政策法務の必要性、あり方について理解します。
- 関係法令の解釈運用や条例・規則等の立案能力の向上を図ります。
- 条例作成演習を通して政策実現の過程を理解し法的手法を学びます。

期日	1日目	平成29年 8月18日(金)	9時30分～16時30分	※集合：9時15分
	2日目	平成29年 8月22日(火)	9時30分～16時30分	
	3日目	平成29年 8月25日(金)	9時30分～16時30分	
会場	茨城県自治研修所 7階 702研修室			講師 大学教員
対象	一般職員（県職員と合同研修） 自治体職員に必要な政策法務の基礎理論を学びたい方			計画 人員 30人

研修の概要

地方創生を目指す社会において、自治体職員には、法令の解釈や条例・規則等を立案するための能力がますます必要となっています。

当講座では、政策法務の基礎理論を学ぶとともに、条例立案演習を通して条例の制定プロセスを体験することで、政策法務能力の更なる向上を図ります。

タイムスケジュール

	9:15	9:30		12:00	13:00		16:30
1日目	開講 オリエンテーション		政策法務概論	休憩			
2日目			法令の解釈・運用	休憩			
3日目			条例立案演習	休憩			閉講

※計画内容は、講師との打合せ等により、若干変更となる場合がありますので、予め御留意ください。

受講者の声

- ・ 条例解説がわかりやすく、法務の基礎をよく理解できた。
- ・ 県職員と合同だったので、県と市町村両方の考え方や意見が聞けて有意義だった。

■茨城県自治研修所 市町村研修課

〒310-0802 水戸市柵町1-3-1 水戸合同庁舎7階
TEL 029-303-1326 FAX 029-233-1031
E-mail jichiken2@pref.ibaraki.lg.jp

■交通アクセス

- ・水戸駅南口から徒歩約10分
- ・研修生用駐車場(水戸市三の丸3丁目9番地)から徒歩約10分
詳しくは当研修所HPを御覧ください。
<http://www.ibaraki-jichiken.jp>